

公害診療／調剤／訪問看護における 「オンライン資格確認」の取扱いについて

公害認定患者様の診療等につきましては、日頃からご尽力をいただきまして深く感謝申し上げます。

さて、令和8年度の診療報酬改定により、**医科・調剤**について「**医療情報取得加算**」及び「**医療DX推進体制整備加算**」が「**電子的診療（調剤）情報連携体制整備加算（新設）**」に再編・統合されました。

新たな加算についても、「**医療情報取得加算**」及び「**医療DX推進体制整備加算**」と同様に、公害診療／調剤／訪問看護報酬請求は健康保険法第3条第13項に定める「電子資格確認」の仕組みの対象外となるため、算定することはできません。

つきましては、レセプト作成の際、以下の加算は含まずご請求いただきますようお願いいたします。なお、レセプトに以下の加算が含まれていた場合は、審査前に項目削除となりますのでご了承ください。（決定通知書の増減額にも記載はされません。）

大変お手数をおかけいたしますが、ご対応の程よろしくお願いいたします。

《公害診療／調剤／訪問看護報酬請求の対象とならない加算》

医科：電子的診療情報連携体制整備加算（初診・再診）（新設）
在宅医療DX情報活用加算（継続）

調剤：電子的調剤情報連携体制整備加算（新設）

訪看：訪問看護医療DX情報活用加算（継続）